

お知らせ

人権特設相談所
市内8か所で特設相談所が開設されます。

■**湖島の里**（長浜西部福祉ステーション）
6月1日（火）
午前10時から正午まで
徳田委員・沢尾委員
伏木委員・奥澤委員
正午から午後2時まで
宮本委員・草野委員
樋口委員・若林委員
午後2時から午後4時まで
藤澤委員・主馬委員
石田委員・北川庸委員
■**びわ高齢者福祉センター**
6月1日（火）
午前9時から正午まで
蓮元委員・吉川委員

■**虎姫支所2階 B会議室**
6月1日（火）
午前10時から午後5時まで
中川委員・北川利委員
饗場委員・松井委員
■**湖北支所2階 21C会議室**
6月1日（火）
午前9時から午後4時まで
井下山委員・吉武委員
伊吹委員
■**高月支所4階 4A会議室**
6月1日（火）
午後1時から午後3時まで
平井委員・村井委員
柴田委員・井口委員
■**公立木之本公民館 老人室**
6月1日（火）
午前9時から正午まで
布施委員・山口委員
木村委員
■**余呉高齢者福祉センター**
6月4日（金）
午後1時から午後4時まで
鈴木委員・湯本委員
岡山委員
■**西浅井公民館2階 視聴覚室**
6月1日（火）
午後1時から午後4時まで
和藏委員・田中委員

人権擁護委員や相談についての問合せは、大津地方法務局長浜支局（☎62-0503）



人権擁護員のみなさん

（敬称略）

委員名	住 所	電話番号	委員名	住 所	電話番号
沢 尾 武 廣 子	大宮町	63-9565	宮 本 香 代 子	三ツ矢町	62-5511
徳 田 頼 子	大辰巳町	62-3577	樋 口 幸 永	七条町	65-3363
藤 澤 玲 子	小沢町	62-5989	奥 澤 富 恵	相撲町	62-7102
主 馬 益 夫	石田町	62-6267	北 川 庸 子	加田町	63-2477
石 田 賢	谷口町	74-2750	草 野 景 一	寺師町	76-0253
若 林 満 智 子	三田町	74-0332	伏 木 節 子	東主計町	74-1078
蓮 元 紀 子	難波町	72-2697	吉 川 外 喜 男	益田町	72-3346
中 川 富 美 子	月ヶ瀬町	73-2714	北 川 利 彦	宮部町	73-2685
饗 場 真 佐 子	大井町	73-3850	松 井 京 美	酢	73-4574
井 下 山 眞 子	湖北町速水	78-1351	吉 武 隆 子	湖北町山本	79-0746
伊 吹 恵 鐘	小谷丁野町	78-0565	平 井 周 藏	高月町磯野	85-3037
村 井 幸 子	高月町高月	85-5311	柴 田 勸 治	高月町高月	85-2054
井 口 テ イ	高月町井口	85-4340	布 施 正 美	木之本町西山	82-2865
山 口 進 子	木之本町木之本	82-2227	木 村 俊 明	木之本町川合	82-2261
鈴 木 修 太	余呉町新堂	86-3273	岡 山 光 晴	余呉町中之郷	86-3066
湯 本 博 史	余呉町下丹生	86-3632	和 藏 順 人	西浅井町山門	89-0604
田 中 と し 子	西浅井町大浦	89-0162	岩 谷 円 祐	西浅井町岩熊	88-0713

お知らせ

木造住宅の無料たいしん診断を行います

（長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業）

市では滋賀県で登録された耐震診断員を派遣し、市内の木造住宅を対象に無料のたいしん診断を行います。

■対象となる木造住宅

市内の次のすべての要件を満たす住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
 - ②延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
 - ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
 - ④木造軸組工法のもの（桝組壁工法、丸太組工法等でないもの）
- 対象者**
対象となる住宅を所有する人
- 耐震診断の内容**
「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。
- 予定棟数**
60棟（申込先着順）
- 申込期間**
5月6日（木）～8月31日（火）



■申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、建築物の建設時期・延べ面積のわかる書類を添えて建築課まで提出してください。

建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類

- ・確認通知書
 - ・固定資産税課税明細書
 - ・建物の登記簿 など
- ※いずれかの写し

※申込用紙の郵送を希望される人は、市建築課建築指導グループまでご連絡ください。

問 建築課建築指導グループ（東別館5階）（☎65-6543）

木造住宅の耐震・バリアフリー改修工事に対して補助を行います

～長浜市木造住宅耐震・バリアフリー改修事業～

耐震診断の結果、倒壊の可能性があるとした木造住宅の耐震改修工事と耐震工事と併せて行われる地震災害時の一助になるバリアフリー改修工事に対しその費用を一部補助します。

■対象となる木造住宅

- 市内に所在し、次の要件をすべて満たす住宅
- ①耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
 - ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
 - ③延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
 - ④階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
 - ⑤木造軸組工法のもの（桝組壁工法、丸太組工法等でないもの）

■対象者

対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人

- ①市税等の滞納がない人
- ②対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

■補助の対象となる工事

工事費の総額が100万円を超える次の工事

○耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満（倒壊または大破壊の危険性がある）と評価された住宅を1.0以上にするための改修工事

○バリアフリー工事

耐震改修工事と併せて行う段差解消など地震避難時の手助けとなるために改修する工事

■設計者・工事施工者の選定

補助の対象となる工事を行うために必要な設計や工事の施工は、滋賀県講習会修了者登録名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

■補助金の額（標準）

対象となる工事費	100万円超え 200万円以下	200万円超え 300万円以下	300万円超
補助金の額	20万円	30万円	50万円

■申込期間

12月10日（金）まで

■申込方法

着工前にお申込みください。申込時に設計図・見積書の提出が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

申 建築課建築指導グループ（☎65-6543）